

申請内容について

Q	A
(1)の実証事業では、別表に、事業に係るシステム等開発費、各種認証等の取得に要する経費、事業の実施及び効果検証等に要する経費、消耗品等が掲載されていますが、共同配送やモーダルシフト実現実証における構成員の燃料費は「事業の実施に要する経費」になるのでしょうか。	(1)の実証事業では、機器の購入やリースは認めておらず、経費の範囲は会議費、旅費、専門家への委託経費、共同配送のアウトソーシングなどの経費としています。 ただし、燃料費は補助対象外です。
実証の期間は、どのくらいを設定すればよいでしょうか。	実証にあたり、適切な効果の検証ができる期間であれば、最低期間は特段設けません。 ただし、年度をまたぐことは原則認められません。
(2)の支援事業は、「ア パレタイザー、クランプフォークリフト、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の輸配送の合理化・効率化に資する設備であれば、倉庫内で利用する自走ロボットやデジタルピッキングなどの導入も取組となるのでしょうか。	事業目的に即した設備・機器であれば、補助対象となります。
(2)の支援事業の「イ 配送・パレット循環管理システム等の導入」となっていますが、物流改善、食料品アクセス確保等で成果目標を達成するようなシステム導入の取組であれば、該当すると考えてよいか。例えば、物流改善システム倉庫管理システム、電子納品書システム、電子請求書システムの導入も取組となるのでしょうか。	事業目的に即した設備・機器であれば、補助対象となります。
第6 事業の成果目標について、第2項で「間接補助事業者は、サプライチェーン強化の取組を行うことにより、流通における所要時間や経費等を30%以上削減することを成果目標とする。」とありますが、「流通」とは、物流と商流を合わせたものと考えますが、今回の事業では、商流における所要時間や経費等の削減も取組に含まれるのでしょうか。	成果目標は、商流、物流のどちらでもかまいません。 例えば、以下のような目標設定が考えられます。 ①パレット循環システムの導入実証を行うことにより、卸売市場に到着後、卸売場に荷卸するまでの時間が、導入前と比較して30%(又はこれ以上も可)削減することを目指す。 ②仲卸組合が共同配送のための保冷車を導入して、共同配送することにより、各社がそれぞれ配送していた場合と比べて時間又はコスト(例えば、軽油代など)の3割削減を目指す。 ③仲卸組合がネット販売システムを導入し、受発注の迅速化を図ることにより、電話やメールで対応していた場合に比べ、リードタイムを30%以上削減することを目指す。 など。
所要時間や経費等には、二酸化炭素削減なども含まれますか。	本事業の目的は、安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化を支援するものであり、それに適した流通の合理化及び効率化の目標を立てることになっております。そのため、二酸化炭素削減は本事業の目標にならないと考えます。
計画した取組みにより30%以上のコスト等の削減になることが目標ですが、取組の範囲での成果目標の検証でよいのでしょうか。部分最適でないとならないので、物流・商流合わせた流通全体で削減率を検証してもよいのでしょうか。	目標の置き方次第であると思いますが、取組の範囲での成果目標の検証で良いと考えます。 (例:クランプフォークリフトの導入による荷の積み降ろし時間の30%削減。配送システムの導入による仕分け時間は20%削減に留まる。→これでも目標達成できたと考える)
検証の結果、所要時間は20%、冷蔵庫による生鮮食料品の取扱量の10%増など、合算して目標としてもよいのでしょうか。経費を30%以上削減する目標とするいくつかの取組み合わせて、達成する必要がありますか。	経費30%や時間を30%削減するなど、実証又は導入によって達成し得るひとつの目標として設定することが必要です。
成果目標は、申請する団体としての目標としなければならないか？構成員の目標としてもよいのか。	申請する団体の30%の数値目標が必要です。構成員の取組を包含した形で申請団体として目指すべき方向を目標として明記することが必要です。なお、(1)実証については、実証に参加する事業者の成果目標とすることが可能ですが、その成果を団体全体に波及させる取組も必要です。
食品流通業者と市場の開設者や協同組合から構成される協議会の取組では、食品流通業者のみのデータで成果目標達成の可否を検証するのでしょうか。事業協同組合傘下の組合全体の組合全体のデータの検証が必要になるのでしょうか。	申請者である協議会の成果目標が必要です。構成員の目標を設定する場合の目標設定は、上記の回答に同じです。
「成果の目標年度は事業を完了した年度の3年後とする。」とありますが、別表区分(1)の実証事業について事業終了と3年後の目標年度の考え方について教えてください。(補助事業終了後に補助事業の実証は終了していると考えますが、団体・協議会としては、実証結果を踏まえた実践活動を拡大・継続し、成果目標を目指す旨を合理化計画に記載すべきでしょうか)	本実証事業を実施することにより、得られる結果(データ)については、事業終了年度の結果を記載してください。また、事業終了後の3年後もその成果が得られるよう持続的な取組をしていただくことが基本です。
冷蔵・冷凍車の補助対象経費について、冷蔵・冷凍機能に必要なコンテナ等及びその取り付け以外に、具体的に何が補助対象になるか？	コンテナに付随する左右のスライドドアの追加、冷蔵・冷凍シャーシや冷蔵・冷凍機能を維持するための発電機、バッテリー、コンプレッサー等は対象とします。これ以外でも、冷蔵・冷凍機能の維持に必要なオプションであることがわかる内容を見積書に記載するか、書類・資料で証明できる場合は、補助対象とします。
システム開発費について、補助対象範囲は？	システムを動かすために付随する経費はシステム等開発費として補助対象となります。ただし「保守費」や「ランニングコスト」は対象外になります。
補助対象経費となる、冷蔵車、冷凍車として機能するために必要なコンテナ等及びその取り付けとはコンテナ以外に具体的に何が対象になるか？	冷蔵シャーシや冷蔵機能を維持するためのバッテリーやモーター等は対象といたします。見積取得の際にオプション欄の中で、冷蔵車、冷凍車を機能するための必要オプションが分かるよう記載をお願いいたします。

申請内容について

Q	A
冷蔵車、冷凍車の購入を予定しているがオプションについてどこまで補助対象経費となるか？	原則車両本体価格のみが対象であり、オプションは補助対象経費としません。ただし、冷蔵車、冷凍車として機能するために必要なコンテナ等及びその取り付けについては補助対象経費とします。
合理化計画の認定にあたり、農林水産省に認可申請する際に必要なものについて	冷凍車なら冷凍車の購入見積書、業務システムなら業務システムの機器等の見積書+カタログ等の性能・仕様を証明する書類を参考添付してください。
機器などを購入する際に納期に時間を要することが想定されるため、交付決定が決定する前に、機器の購入や仮押さえ、仮契約、予約を行う事は可能か？	できません。 予約などで契約書を結ぶ日付が交付決定より前の日付である場合補助対象にならないため、交付決定通知前の段階では見積取得程度でお願いいたします。
リース契約の場合は、リース契約締結日が交付決定より後の日付になっていれば問題ないのか	交付決定後のリース契約であれば問題ありません。
販売促進の目的である営業車は対象か、「冷蔵車・冷凍車などの車両」の範囲は？ 需要の維持・拡大するための目的で購入する「営業車」は補助対象になるのか？	今回の補助事業では「営業車」は販売促進活動に使用するとしても、事業目的以外の使用など汎用性が想定されるため対象としない予定です。例えばパソコンの購入なども汎用性が想定されるような場合は対象としない予定です。
リース事業について	リース事業についても今回の補助金の対象としておりますが、補助対象範囲はリース物件本体のみであり、それに係る手数料、保険料、保守管理費、金利、また消費税は補助対象にはなりません。 なお、詳細については実施規程 第2対象事業の2をご参照ください。
応募者多数で各団体(事業実施者)1億円の枠を超過する場合も想定される。構成員上限1000万円以内、団体枠1億円以内の条件を満たせば、各構成員の補助率1/2を下げることは事業実施者の裁量で可能か？	当方でも事業実施者側で補助率を調整する事例がなく、現段階では判断しかねます。基本的には事業実施者側の裁量で補助率を調整することは難しいと考えます。 実際に1億円を超えそうなケースがある場合には、農林水産省にご相談ください。
組合単位で補助額が決まった場合、組合で各申請の割合を決めていいのでしょうか？	組合単位での申請の段階で、個々の事業者の積み上げとなりますので補助率は一律です。
複数見積もりは2件でもよいのか？	原則3件以上とします(どうしても揃わない事情が認められる場合は2件でも可とします。その場合は理由書をご提出いただきます。)
複数見積もりはどの段階で取得すれば良いのか？	食流機構への補助金交付申請書の提出時には複数見積もりを取得し、適正な価格で交付申請を行ってください。 なお、交付決定日が交付申請時に提出する複数の見積書の有効期間内であれば、交付決定後にこの見積書を根拠として、リース業者やリース料を決定することは可能です。
複数見積もりは購入、リースするすべての対象物において必要か？	取得価格が50万円以上のものについては、原則複数見積もりが必要です。
入札はどのようなケースで必要か？	原則、複数見積もり(3件以上)として、入札が望ましい設備等と判断した場合に限り、採択通知の際に別途指示します。
パソコン(PC)を対象としない理由は？	PCは事業以外の汎用性が想定されるため不可とします(システムの構築に伴いやむを得ず必要となる分は可)。
リースを利用する場合の見積の取得は、対象物件(メーカーからの)の相見積、及びリース会社についても複数の候補で見積りが必要になるのですか？	メーカーの相見積もり又はリース会社の相見積もりが必要です。
今回の補助金の対象となり得る物を1月以降に導入しましたが、申請前に購入した物に関しては対象外でしょうか？	交付決定日の前に契約や導入した施設・設備等は補助対象外となります。
計画時は「現金購入」を予定していましたが、諸事情により「リース購入」に切り替えることは可能ですか？また、その逆のパターンも可能ですか？	可能です。購入方法を変更する場合は必要に応じて再度複数見積もりを取得してください。また、変更の内容が実施規程第7第9項に該当する場合は事前に変更等承認申請書を食流機構に提出し、承認を得てください。 なお、変更に伴い、補助対象となる経費が増額となった場合でも、補助金の上限額は交付決定時に通知した補助金額が上限となります。補助対象となる経費が減額になった場合は、交付決定時に通知した補助金額も減額となります。変更の内容によっては、農林水産省から認定を受けている「食品等流通合理化計画」の計画変更も必要になる場合があります。

申請内容について

Q	A
食品加工機器、冷蔵庫、冷凍車・冷蔵車の耐用年数は何年ですか？	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数は次のとおりです。 業務用冷蔵庫:6年、冷凍車・冷蔵車:5年
冷凍車・冷蔵車など改造を要する車両について、相見積を取得するのが困難な場合は、どうすれば良いですか？	事業実施者が事業を実施するために必要な仕様を満たした同性能又は類似性能の車両の見積を複数取得してください。複数見積の取得が不可能であった場合はその理由を記した理由書を作成、提出していただきやむを得ない事情と認められる場合は補助の対象となりえます。
法定耐用年数を超えてリース期間を設定することは可能ですが？	本事業でリースにより設備導入される場合のリース期間は、耐用年数以内となります。
今回の生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策事業において「割賦」も利用可能か？	割賦については、「購入」と解釈され、購入者への所有権の移転は支払が完了した際に生じます。このため例えば5年の割賦契約を結んだ場合、「購入」する事業にも関わらず、所有権の移転が5年後の支払完了後となるので、事業の完了が5年後という解釈になります。今回の生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策事業においては、割賦契約を結ぶと事業実施期間内に事業を完了させることが難しくなりますので、リースもしくは通常の現金購入が適当と考えます。
リース業者と残価設定した上でリース契約を行った場合、補助金の計算はどのようになるのか？	本事業では、「残価付きリース」、「所有権移転(購入選択権)付リース」は補助対象外となります。